

平成31年度

～ 伊江村立保育所入所案内 ～



受付期間：平成31年1月21日（月）～平成31年2月1日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

（土日祝日及び平日午後12時から午後1時までを除く）

受付場所：伊江村役場 福祉課 TEL：0980-49-3160

※申込書等は、平成31年1月16日（水）より、伊江村役場福祉課、村立保育所にて配布します。

また、伊江村役場ホームページにおいて掲示しますのでダウンロードしてご使用ください。

※書類に不備がある場合には受付できません。また、受付期間を過ぎた場合には自動的に入所優先順位が調整されますのでご了承ください。

※この申込に関するご不明点等は直接福祉課までお問い合わせください。

【入所対象児童】（平成31年4月1日入所）

保育の必要な事由に該当し、2号又は3号認定を受け、伊江村に住民票を有する世帯に属し、次の出生期間児童が対象となります。

3歳児	（平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれ）
2歳児	（平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ）
1歳児	（平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ）
0歳児	（平成30年4月2日生まれ～平成30年9月30日生まれ）

※伊江村では出生から6ヵ月経過した児童を受入しています。

【保育の必要性の認定】

保育所の利用を希望する場合は、伊江村へ申請し、保育を必要とする認定（支給認定）を受ける必要があります。※認定されると「支給認定証」が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所
3号認定	満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所

※伊江村において、幼稚園は4歳児、5歳児のみ、保育所は3歳児までの受入となります。

【保育の必要な事由】

1 就労	1ヵ月に64時間以上労働することを常態としていること。
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は産後間もないこと。（産前2ヵ月・産後3ヵ月）
3 病気・障がい等	病気若しくは負傷していること。精神若しくは身体に障がいを有していること。
4 親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護又は看護していること。（長期入院・入所の親族を含む。）
5 災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。
6 求職活動	求職活動を行っていること。（利用期間：求職開始から90日間）
7 就学	学校や職業訓練校に通学していること。
8 虐待等	虐待等のおそれがあること。
9 育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要なこと。
10 その他	上記に類する状態として村長が認める場合。

《注意》

1. 保護者が育児休業中である場合の児童の平成31年4月1日入所においては、平成31年5月1日までに職場復帰をすることが入所条件となります。
2. ご出産の予定がある方は必ず申込書に記載してください。
3. お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入所申込時に窓口にて相談してください。
4. 保育料・その他村税の納付状況も入所審査に影響します。
5. 平成31年度に入所を希望する場合、平成30年度に保育所へ入所している児童及び待機児童である場合も申込が必要です。

【保育の利用区分】

平成27年度からの新制度では、2号認定又は3号認定を受けた方は、さらに保育の利用時間が、必要とする時間に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

	保護者の就労時間	子どもの保育時間	備考
保育標準時間	月120時間以上 フルタイム就労と想定	最長11時間	・妊娠・出産・災害復旧・虐待等
保育短時間	月64時間以上120時間未満 パートタイムを想定	最長8時間	・育児休業・休職活動等

【入所申込に必要な書類】

- 1 支給認定申請書兼保育所入所申込書・同意書（入所を希望する児童1人につき、1件）
- 2 健康診断書（平成30年度保育所入所児童が継続して入所申込する場合は必要ありません。）
- 3 保護者（同居祖父母等を全て含む）の就労状態等を証明する書類（以下「勤務証明書」。）※1
- 4 平成30年度市町村民税課税証明書（平成30年1月2日以降に伊江村へ転入された方及び新規入所申込者のみ）
- 5 個人番号カードまたは番号通知カード（父母及び入所申込児童）※2
- 6 多子軽減（2人目、3人目以降）の対象となる児童の申込については専用の委任状兼同意書

《注意事項》

- ・ 上記必要書類は必要事項を全て記入し、全て揃えてから提出してください。書類不備の場合は受付できません。
- ・ 同時に2人以上の児童の申込みをする場合には、3、4の書類は1世帯1部で構いません。
- ・ 状況に応じて、その他の必要書類を提出していただくことがあります。

【重要1】※1

上記、3 勤務証明書について

勤務証明書の提出がない場合には、保育所入所の優先度が調整されることがありますのでご了承ください。

【重要2】※2

保育所申込には、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認（番号確認・身元確認）が必要となりました。

保護者の状況	提出書類
勤務又は採用予定の方	勤務証明書 (本人記載は無効。また、記入担当者印のないものは無効です。)
自営業・農漁業・内職の方	自営業・農漁業申立書/内職証明書
育児休業中の方	勤務証明書（育児休業期間・職場復帰日の記載がないものは無効です。） 育児休業期間の記載のある証明書等のコピー
出産予定の方 (産前2カ月～産後3カ月)	母子手帳の出産予定日が記載されているページのコピー
病気の方	医師の診断書（保護者用）
同居親族の介護・看護	医師の診断書（介護・看護用）
就学している方	在学証明書
求職活動中の方	ハローワークカードのコピー
災害復旧の方	罹災証明書

※書類提出後、提出書類に関する調査・審査を行います。

※タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

※入所申込書・同意書や勤務証明書等に虚偽があった場合は、入所を取り消します。

【保育料について】

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

- 1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。
- 2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

※きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。

※生活保護世帯やひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は第1子から無料です。

【多子軽減のカウントについて】

多子軽減のカウントについて、年収約360万円未満相当の世帯に関する上限の撤廃に伴い、カウントの対象となる者。

具体的には

- ①子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する支給認定保護者に監護される者
- ②支給認定保護者に監護されていた者
- ③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属

(例)

平成30年4月～（年収約360万円未満相当に限る。）		
（十九歳の年度）	両親を亡くし、祖母に育てられている大学4年生	保護者と生計が同一の子や孫等※1であれば年齢に関わらず対象 ※1 保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。
	同居する浪人生	
（十八歳の年度）	寮・アパートで暮らす高校生	保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象
	両親を亡くした小学6年生	
	小学校3年生	
5歳		
4歳	第2子扱い（保育料半額）	
3歳		
2歳	第3子扱い（保育料無料）	
1歳		
0歳		

【利用者負担額一覧表】

第2号及び第3号の認定を受けた小学校就学前子ども利用者負担額基準表

各月初日による在籍児童の属する階級区分				伊江村保育料				
階層	定義			3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳児)		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)			円	円	円	円	
2	2-1	市町村民税	母子、父子、障がい者世帯等	0	0	0	0	
	2-2	非課税世帯	その他の一般世帯	9,000 (4,500)	8,800 (4,400)	6,000 (3,000)	5,800 (2,900)	
3	3-1 3-2 3-3 3-4	48,600円未満	均等割のみの世帯	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
				その他の一般世帯	15,000 (7,500)	14,800 (7,400)	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)
			所得割のある世帯	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
				その他の一般世帯	17,000 (8,500)	16,800 (8,400)	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)
4	4-1 4-2 4-3	市町村民税所得割額	48,600円以上 77,101円未満	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
			57,700円未満	その他の一般世帯	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)
			77,100円以上 97,000円未満		23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	19,000 (9,500)	18,600 (9,300)
5	5-1 5-2	97,000円以上 169,000円未満	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
			その他の一般世帯	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)	
6			169,000円以上 301,000円未満		35,000 (17,500)	34,100 (17,050)	27,000 (13,500)	26,100 (13,050)
7			301,000円以上 397,000円未満		38,000 (19,000)	36,800 (18,400)	28,000 (14,000)	26,800 (13,400)
8			397,000円以上		39,000 (19,500)	37,400 (18,700)	29,000 (14,500)	27,400 (13,700)

備考

児童の属する世帯の階層が2階層～3階層と確認された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の徴収金の額を減免する。

- ① 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配属者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯。
- ② 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第184号)に定める特別児童扶養手当の支給対象時、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者。
- ③ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等。特に困窮していると村長が認めた世帯。

※ 各段の()は2子目の金額となります。




※ 3歳児については保育料の他に主食費500円を加算して徴収します。

【保育料の負担軽減】




保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- ①同一世帯から2人以上保育所に入所している場合
- ②同一世帯から小学校修了前までの児童がいる場合
- ③同一世帯から特別支援学校幼稚園等に入所又は利用がある場合（一時預かりは対象外です。）

上記①の場合

1人目	2人目	3人目
		
保育所	保育所	保育所
保育料（全額）	保育料（半額）	保育料（無料）

上記②、③の場合

1人目	2人目	3人目
		
幼稚園 小学校修了前 特別支援学校幼稚園部	保育所	保育所
保育料（全額）	保育料（半額）	保育料（無料）

【保育料決定の流れ】

例：1

両親及び子ども2人（1人目：3歳児、2人目：0歳児）家族の場合

- ①両親の平成30年度市町村民税（平成29年分収入）を調査します。（課税証明書提出していただきます。）

	父親	母親
所得割	45,000円	40,000円
均等割	3,500円	3,500円

- ②両親の合計した所得割額が85,000円となります。
- ③利用者負担額一覧表に照らし、階層4-3（77,100円以上97,000円未満）に合致します。
- ④子ども1人目3歳児は2号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は19,000円と3歳以上ですので主食費500円を加算
- ⑤子ども2人目0歳児は3号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常23,000円ですが、多子軽減措置となり半額の11,500円
- ⑥子ども1人目19,000円、2人目11,500円の保育料合計30,500円が月額保育料となりますが、村の独自施策として、この30,500円の2分の1を控除し、15,250円と1人目の主食費500円を合算し15,750円が月額となります。

例：2

両親及び子ども3人（1人目：小学生、2人目：3歳児、3人目：0歳児）家族の場合

- ①両親の平成30年度市町村民税（平成29年分収入）を調査します。（課税証明書提出していただきます。）

	父親	母親
所得割	45,000円	40,000円
均等割	3,500円	3,500円

- ②両親の合計した所得割額が85,000円となります。
- ③利用者負担額一覧表に照らし、階層4-3（77,100円以上97,000円未満）に合致します。
- ④子ども1人目小学生を1人目としてカウント
- ⑤子ども2人目3歳児は2号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常19,000円ですが、多子軽減措置となり半額の9,500円と3歳以上ですので主食費500円を加算
- ⑥子ども3人目0歳児は3号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常23,000円ですが、多子軽減措置となり0円
- ⑦子ども2人目、3人目の保育料合計9,500円がその保育料月額となりますが、村の独自施策として、この9,500円の2分の1を控除し、4,750円と2人目の主食費500円を合算し5,250円が月額となります。

【保育料の算定】

保育料の算定は平成27年度より、「市町村民税」のみで階層区分が決定されることとなり、それに伴い保育料は、毎年9月頃に再算定を行うこととなります。村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、平成31年4月～8月は30年度分の市町村民税額、9月～平成32年3月は31年度分の市町村民税額により決定します。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定方法	平成30年度の村民税所得割で算定 (平成29年分の収入)					平成31年度の村民税所得割で算定 (平成30年分の収入)						

※課税状況が確認できない場合は、最高額の保育料で算定いたしますのでご了承ください。

【世帯の状況確認に必要な書類】

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護証明
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証又は遺族基礎年金受給者証のコピー ※上記の証明書等が無い場合は、離婚日等が記載されている戸籍謄本を提出してください。 ※児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。
障がい者のいる世帯	障がい者手帳（身体・知的・精神）、特別児童扶養手当受給者証 ※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。

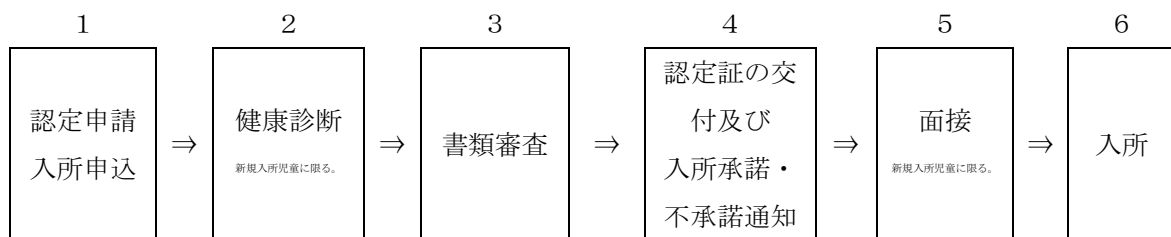
【入所決定まで】

（希望者が村立保育所受入定員を超える場合）

保育所保育の実施基準取扱要領により保育を必要とする程度の高い児童から入所決定を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、希望保育所に空きが出た場合に福祉課から連絡いたします。

（希望者が村立保育所受入定員を超えない場合）

申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、精査したうえで選考します。



- 1 受付期間に福祉課へ提出していただき、受付期間外申込の場合は、待機児童扱いとなります。
- 2 継続入所以外の新規入所申込児童については、各自で健康診断を受けていただきます。
- 3 電話・訪問等又は受付した書類を精査し、保育所保育の実施基準取扱要領に基づき審査を行います。
- 4 審査の結果、承諾・不承諾通知を保護者の方へ送付します。（平成31年2月下旬から3月上旬予定）
- 5 福祉課長が指定する日に村立保育所長と個人面談を受けていただきます。※健康診断書持参（前年度まで在籍している児童（継続入所希望者）については健康診断書の提出及び面談は省きます。）
- 6 個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、平成31年4月1日から保育の利用開始となります。

※入所承諾通知を受けている場合でも、保育担当課長が集団保育不可と判断する場合は、入所取消しとすることもありますのでご了承ください。

【保育所の定員について】

保育所名	定員	住所	電話番号
中央保育所	60	伊江村字西江上31番地	0980-49-2104
東保育所	90	伊江村字東江前200番地	0980-49-2223

【保育時間について】

保育所の保育時間及び開所時間は、月曜日から金曜日の午前7時45分から午後6時まで。ただし、土曜日については午前7時45分から正午まで。

【保育所の休日について】

保育所の休日は次のとおり。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第173号）に規定する休日
- 3 12月29日から1月3日までの日
- 4 6月23日
- 5 上記以外に村長が定める日（例：台風襲来時臨時休所等）

【保育料の納付について】

- ・保育料は毎月20日までにその月分を納付書又は保護者指定口座より引落しにてお支払いいただきます。
※保育料の支払いについては事務の効率化を図るため、なるべく口座引落による支払いにご協力ください。
- ・入所日又は退所日が月の途中である場合の当該月の保育料は、日割り計算により算定した額となります。
- ・上記の算定は、保育料の額を25日で除して得た額に、中途入所の場合は入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）を、中途退所の場合は退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）をそれぞれ乗ずることにより行います。

【保育料の減免または徴収猶予について】

保護者の収入が著しく低額である場合、保護者が疾病にかかり、保育料の納入が困難になった場合、保護者が災害により著しい損害を受け、保育料の納入が困難になった場合、その他前記に準ずる特別の事情がある場合においては、保育料を減免し又は徴収の猶予をすることがあります。

【保育所の退所または出席停止について】

児童又はその保護者が、疾病その他の理由により、他の児童に悪影響を及ぼす場合、入所保育の継続を不適当と認められる場合においては、退所又は出席を停止させることがあります。

改正

平成27年3月31日訓令第9号

伊江村保育所保育の実施基準取扱要領

(目的)

第1条 伊江村保育所条例施行規則(昭和47年伊江村規則第7号)第5条に規定する保育所への保育の実施事務に関しては「児童福祉法による保育所への保育の実施基準について(昭和62年1月13日児発第21号、厚生省児童家庭局長通知)」に基づき行うものとし、保育の実施の適正を図るため、村長は別表のとおり「伊江村保育所保育の実施基準」を定める。

(原則)

第2条 本基準は、同居の親族その他の者が保育に当たれない場合であって母親の状況が基準のいずれかの事項に該当する場合は保育所に入所できる基準を示したものである。

(1) 本基準は別表①—⑥を基準とする世帯の親族の状況、地域、家庭環境等の特殊事情、週間、月間の就労日数等保育所入所申請世帯の実態が複雑多岐にわたることから⑦の調整基準を合せて適用する。

(2) 村長は、別記様式のとおり伊江村保育所調査表を定める。

(保育の実施会議)

第3条 保育の実施会議は保育所における保育の実施の適正公正を期するため必要に応じ開催する。

(1) 保育の実施基準は、副村長、総務課長、福祉課長、住民課長及び担当職員をもって構成する。

(2) 副村長は実施会議の議長となる。

(入所決定)

第4条 本基準に基づく保育の実施の決定は保育の実施会議において「伊江村保育所調査票」に基づき審査しその結果によって村長の決裁により決定するものとする。

附 則 (平成27年3月31日訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第1条関係)

伊江村保育所保育の実施基準

国の措置基準		母の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)				
番号	類型	細目	措置指数	優先順位		
①	家庭外労働	常勤	日中7時間以上の就労を常態	10	1	
			日中4時間以上7時間未満の就労を常態	9	2	
		非常態	週4日以上就労し、かつ日中7時間以上の就労を常態	8	3	
			週4日以上就労し、かつ日中4時間以上7時間未満の就労を常態	7	4	
			農業	日々4時間以上農作業に従事しているもの	8	3
就労先確定	既に外勤勤務が内定したもの	6	5			
②	家庭内労働	自営	本人	主たる従事者であるもの	9	2
			家族	主たる従事者に協力して従事しているもの	7	4
		内職	日中7時間以上の就労を常態(月間の平均時間)	7	4	
			日中4時間以上7時間未満の就労を月間の平均時間の常態	6	5	
③	母のない家庭	不存在	死亡・離別・拘禁・行方不明等	10	1	
④	出産疾病 身体障害者	出産	出産前2ヶ月・産後3ヶ月	9	2	
		入院	疾病のため1ヶ月以上入院	10	1	
		居宅療養	常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床	10	1
			精神結核	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの	10	1
			一般療養	医師が1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの	7	4
		その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの	5	6	
		身体障害者	1・2級	身体障害者手帳所持する者及び同程度と判断できるもの	10	1
3級			8	9		
4級以下			6	5		
⑤	病人の看護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上親族の入院付添も当たっているもの	10	1	
		居宅内看護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時当たっているもの	6	5	
		心身障害者介護	心身障害者の介護・通園・通院・通学等に当たっているもの	10	1	
		ねたきり老人の介護	同居の祖父母等、ねたきり老人の介護に常時当たっているもの	10	1	
⑥	災害	家庭の災害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10	1	
⑦	調整基準	世帯の特殊事情(加算)	母子家庭	父死亡・離別・拘禁・行方不明	+5	
			父子家庭	母の死亡・離別・拘禁・行方不明	+5	
			生保家庭	生活保護法による被保護世帯	+5	
			その他	地域・家庭の危険度及び経済的困窮	+1~+3	
		就労日数等(減算)	月20日	パート・自営業・農業・日雇い	-1	
			月16~19日	内職等の週(月)の平均就労日数の実態による	-2	
同居者数(減算)	65歳~69歳	祖父母等同居の親族その他の者が高齢者のため十分保育できないと主張しているもの(村において保育できると認定された場合を除く。)	-1			
	60歳~64歳		-2			

注) この表の適用に当たっては、まず①~⑥の基本基準のいずれかに該当しているか調べこれに対応する措置指数及び優先順位を把握する。なお、⑦の調整基準に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する措置指数を把握し、上記基本基準の措置指数と合算する。次に、措置指数の高い方から順次措置決定審査に提出する名簿に搭載する。この場合措置指数の値が同じであるときは優先順位の高いものから搭載する。

別記様式 (第2条関係)

伊江村保育所調査表

受付番号	児童名		() 歳		保護者名		
	保育所名		保育所		住所	字	番地
親の状況	事項				点数	記事	
	家庭外労働	常勤	日中7時間以上		10	勤務時間 時～時	
			日中4～7時間未満		9	勤務先名	
		非常勤	週4日以上 日中7時間以上		8	勤務年数	
			週4日以上 日中4～7時間未満		7	就労日数 週()月()	
	農 業	農 業		8	仕事内容		
		就 労 先 確 定		6	就労先就労開始日 年 月 日		
	家庭内労働	自営	本人	日中7時間以上	9	仕事内容	
			家族	日中4～7時間未満	7	就労時間	
		内職	日中7時間以上		7	就労日数 週()月()	
			日中4～7時間未満		6	月 収 円	
	母なし	死別・離婚・拘禁・行方不明		10			
	出産・疾病・身体障害等	出 産		9	出産予定日		
		入 院		10	病名等		
		居宅内療養	常 時 臥 床	10	病院名		
精 神 ・ 結 核			10	診療の始期			
一 般 療 養 (長期安静要)			7	診療見込期間			
そ の 他		5					
身体障害		1 ・ 2 級	10	通院日数			
		3 級	8	障害状況等			
	4 級 以 下	6					
母親の状況	病人の看護等	入 院 付 添		10	病人氏名		
		居 宅 内 看 護		6	病 名		
		心 身 障 害 者 介 護		10	病 院 名		
		ね た き り 老 人 介 護		10	看護の状況		
災 害	家 庭 の 災 害		10	現況			
その他の	類型世帯加算	母 子 家 庭		+5	現況・経過		
		父 子 家 庭		+5			
		生 保 家 庭		+5			
		そ の 他		+1 ～ -3			
安定性原算	就 労 日 数	月20日		-1	現況		
		月18日～19日		-2			
	同居者年齢	65歳～69歳		-1			
60歳～64歳		-2					
合計点数					点		
家庭環境	父親の状況	会社員・公務員・教職員・自営業・工 員・農 業 ()					
	住居	日 雇・無 職・その他 () ・部屋数 () 家賃 () 円					
児童の状況	収入の状況	父 年 収 () 円	母 年 収 () 円	その他の子氏名			
	性質	内 気・普 通・活 発					
調査員判定	健康	良・普通・弱・持病(無・有病名 ())					
	集団性	有・普通・不慣					
調査員判定	措置可・保留・却下・取下	自家保育		保 育 者			
		他人保育		施 設 名			
調査員判定	ポイント	保育所所在所		保 育 料			
		年 月 日 印		調整			
				順位			

